

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

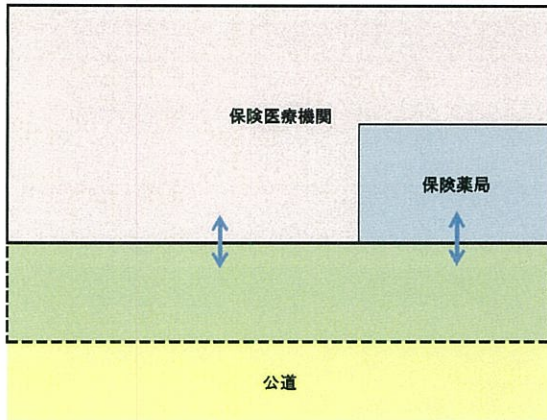
保険薬局の指定について

今般、「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成28年3月31日保医発0331第6号）により、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第2条の3第1項に規定する保険医療機関との一体的な構造に係る解釈が変更され、平成28年10月1日から適用されることとなったところだが、今般の取扱いに係る具体例を別紙1のとおりお示しするので、保険薬局の指定に係る業務に当たっての参考とされたい。また、同通知に規定する保険医療機関との一体的な経営に当たらないことを確認する際に申請者に求める書類の例を別紙2のとおりお示しするので、保険薬局の指定更新時等に併せて活用されたい。

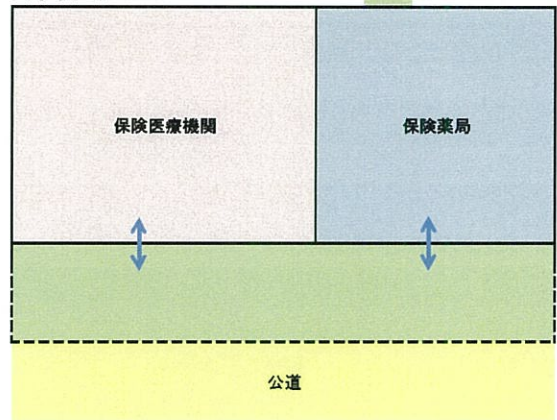
1. 平成28年10月1日以降は、フェンス等を設置しなくても指定が認められるもの

↔ …… 出入口
 ■ …… 駐車場などの敷地

(事例1)

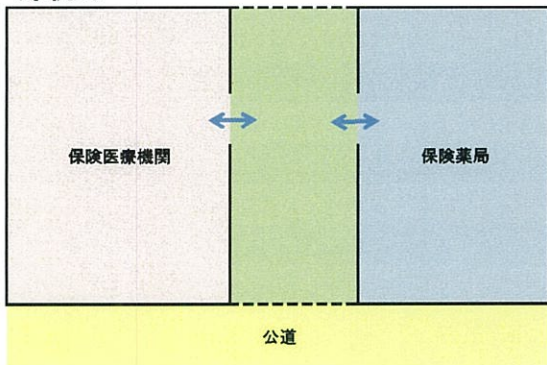


(事例2)

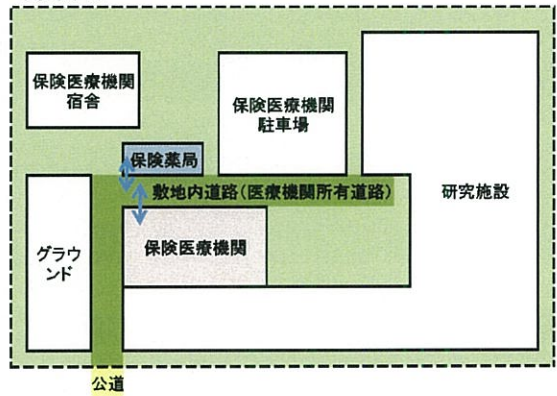


2. 平成28年10月1日以降は、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会に諮った上で個別に判断するもの

(事例3)

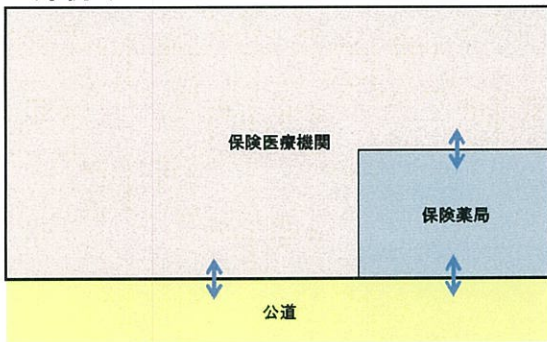


(事例4)

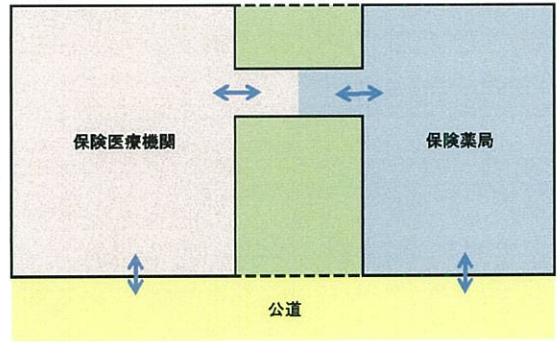


3. 平成28年10月1日以降も、引き続き指定が認められないもの

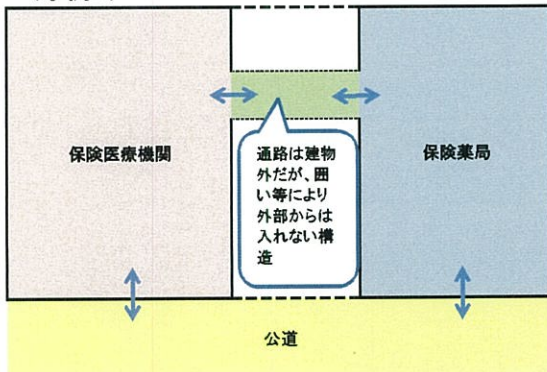
(事例5)



(事例6)



(事例7)



保険薬局指定申請書 添付書類

項目	該当	非該当
1 保険薬局の開設者(法人たる保険薬局の役員を含む。)が当該保険医療機関の開設者(特定保険医療機関の開設者が法人の場合にあっては、当該法人の役員を含む。)又は開設者と同居又は開設者と生計を一にする近親者ではないか。		
2 保険薬局の開設者と保険医療機関の開設者の間の資本関係が実質的に同一ではないか。(法人の場合にあっては当該法人の役員が経営するものを含む。)		
3 職員の勤務体制、医薬品の購入管理、調剤報酬の請求事務、患者の一部負担金の徴収に係る経理事務等が特定保険医療機関と明確に区分されているか。		
4 特定の保険医療機関との間で、いわゆる約束処方、患者誘導等が行われていないか。		
5 不動産の賃貸借関連書類や財務諸表等の経営に関する書類等の提出があるか。		

上記について相違ありません。

平成 年 月 日

保険薬局の開設者の氏名及び住所
(法人の場合は、名称、代表者の職・
氏名及び主たる事務所の所在地)

厚生(支)局長 殿

印

〔記載上の注意〕

1. 該当・非該当欄にチェックを入れ、保険薬局指定申請書に添付すること。
2. 不動産の賃貸借関連書類(土地又は建物が自己所有ではない場合のみ)等の経営に関する書類等を併せて提出すること。